

○出入国管理及び難民認定法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律(平成二五・六・一九法四九)
- ・附則六条(平成二八・八・一八まで施行)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二六・六・一八法七四) 本則(八・二・一七まで施行)

(上陸許可の証印)

第九案①③(略)

- ④(往書略)
- ⑤(改正により追加)
- ⑥(改正により追加)

⑦(改正後の⑦)

- ⑧(改正後の⑧)
- ⑨(改正後の⑨)
- ⑩(改正後の⑩)
- ⑪(略)

第九案の二(改正により追加)

(口頭審理)

○条① 特別審理官は、第七案第四項又は前案第五項の規定による引渡しを受けたときは、当該外国人に対し、速やかに口頭審理を行わなければならない。

②(略)

③(略)

④ 前案第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

⑤(略)

(在留資格の取消し)

第三案の四①(往書略)
第一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五案第一項

各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印(第九案第四項の規定による記録を含む。)又は許可を受けなすこと。

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

条第三項、第二十二案第二項(第二十二案の二第四項、第二十二案の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)第二十六案第一項、第五十案第一項若しくは第六十一項の規定による許可若しくは第二十二案の四第六十一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うための必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることのできる。

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

第六七条の二 外国人は、第十九条の二第二項の規定により就労資格証明書を受け、又は第十九条の二第二項の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第一項の規定により在留カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七六条(往書略)

①(略)

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

第五九案の二①

法務大臣は、第七案の二第一項の規定による証明書の交付又は第十二案第一項、第十九案第二項、第二十案第三項本文(第二十二案第三項、第二十二案の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)第二十一